

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	マイナンバー利用事務系ネットワーク無線LAN設計構築業務
発注課	システム管理課
選定事業者	札幌総合情報センター株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務は、既設ネットワークのアクセスポイント等のネットワーク機器を活用したマイナンバー利用事務系への無線LAN導入であり、令和7年度に実施した「マイナンバー利用事務系ネットワーク無線LAN導入検討業務」（以下、「導入検討業務」）の検討結果に基づいた設計・構築を行う業務である。 本業務の実施にあたっては、既設ネットワークへの影響を防止するために、導入検討業務の内容を把握し、既設ネットワークに関しても把握している必要がある。 本事業者は、導入検討業務を受託し業務を着実に履行した事業者で、検討した背景や詳細についても熟知しており、既設ネットワークの運用保守業務の受託者でもあるため、既設ネットワークについても熟知している。 仮に本業務を本事業者以外の第三者に委託する場合、内部構成の解析や引継ぎに期間と費用を要するとともに、理解不足に起因する重大なオペレーションミスや、既設ネットワークに障害が発生した場合の対応遅延による市民サービスへの影響というリスクが極めて高い。 以上のことから、本業務を遂行するための要件を満たす事業者は本事業者以外にない。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決定日	令和8年6月11日